

2-7 チーム名称変更登録規程

第1章 総 則

第1条（目的）

本規程は一般社団法人日本社会人アメリカンフットボール協会（以下NFA）の正会員（以下チーム）のチーム名称変更登録に関する事項を定める。

第2条（チーム名称変更の対象）

チーム名称変更の対象には、チーム名称に企業名（冠）を追加並びに変更表記する場合とチームのニックネーム及びチームロゴを変更する場合が対象となる。

第3条（申請承認）

チーム名称を変更しようとするチームは、NFAに新チーム名称、変更理由、変更後の新規スポンサー会社の概要等を記して申請しなければならない。ただし、新規スポンサーに伴うチーム名称変更は、事前に理事会の承認を得なければならない。

なお、チーム名称変更に伴い新ユニフォーム・チームロゴなどを変更する場合は、「ユニフォームデザイン申請書」に必要事項を記入の上、指定された期日までに競技運営本部宛に届け出て承認を得ること。

。

第4条（チーム名称変更に伴う名義変更料） チーム名称変更に伴う名義変更料は、トップリーグカテゴリーに所属するチームは30万円（税別）、トップリーグカテゴリー以外に所属するチームは10万円（税別）とする。ただし、既存企業名変更の場合、企業名（冠）を外す場合、地域あるいは都市名を挿入する場合、その他協会が認めた場合は、理事会審議にて、条件を満たせば減免とすることがある。

第5条（チーム名称変更登録の時期）

チーム名称変更手続きの完了期限は、変更を希望する期日より60日前までとする。変更の手続きとは申請、承認、登録、名義変更料の納付を指す。

第2章 雑 則

第6条（改正）

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行う。

第7条（施行）

本規程は、2015年4月1日より施行する。